

手羽先サミット®とは?

手羽先唐揚げの発祥地、名古屋市熱田区から始まった手羽先の頂上決戦! なごやめしの代表「手羽先」をイベントを通じて全国に発信し、食文化の構築を図り、来場者の投票で手羽先の世界グランプリを決定します。

来場者数

2017年(3日間合計) 会場: 栄 久屋大通公園

およそ **122,000人**

2016年(2日間合計) 会場: 金山総合駅 南口広場

およそ **41,000人**

2015年(3日間合計) 会場: 金山総合駅 南口広場

およそ **50,000人**

ステージでの催し



オープニング・セレモニー
河村たかし
名古屋市長
(予定)

グランプリ・セレモニー
大村秀章
愛知県知事
(予定)



広報実績

告知(予定)/メディアMIX
テレビ: デジタル波・ケーブル局
ラジオ: AM・FM
印刷物: 新聞社
web: HP・SNS
中吊り: 地下鉄
催事: イベント



会場風景 名古屋栄 久屋大通公園



第5回

人類初!名古屋発!!

手羽先サミット®2018

第2回 あいちめし®地域応援合戦!!

2018年

6月8日(金)・9日(土)・10日(日)

8日 16:00~21:00 9日 10:00~21:00 10日 10:00~18:00

グランプリセレモニー 18:00~(予定)

会場

久屋大通公園
〈名古屋市 中区栄〉

※雨天決行

入場無料
Admission Free!



大村秀章 愛知県知事



河村たかし 名古屋市長

みんなであい
手羽先サミット®
ポーズ!

第2回

あいちめし®地域応援合戦

出店案内 市町村版

手羽先サミット®
公式キャラクター
デバッキー

主催/手羽先サミット®実行委員会

共催/中日新聞社

後援/愛知県・名古屋市・名古屋観光コンベンションビューロー・金山商店街振興組合

連携/(社)名古屋コーチン協会・あいちめし®協会

〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1-16-9 つくばビル3F 手羽先サミット®実行委員会

最新情報はコチラ

手羽先サミット



Q検索

第2回 あいちめし® 地域応援合戦出店のご案内 市町村版

このたび、2018年6月8日(金)～10日(日)の3日間、名古屋市中区栄・久屋大通公園にて第5回「手羽先サミット®2017」を開催するのに合わせ、「第2回 あいちめし®地域応援合戦」を同時開催することとなりました。名古屋の繁華街・栄の久屋大通公園にて開催する本イベントは、食べ物をはじめ愛知県の特産品や文化を感じて、魅力を発信し、みんなに広げるイベントです。地産・観光PRの出店はいかがでしょうか。つきましては主旨をご理解いただき、ぜひとも一緒に愛知県を盛り上げましょう。

開催概要	
■ タイトル 手羽先サミット®2018 あいちめし®地域応援合戦	■ 出店予定数 手羽先ブース:25店舗～30店舗 あいちめし®ブース(食・工芸・技術・文化):15～25店舗
■ 日程 2017年6月8日(金)・9日(土)・10日(日) 3日間	■ 動員目標 ※手羽先サミットを含む 約14万人 経済効果:約12億円 (2016年実績:約4万1千人/2日間 2017年実績:約12万2千人/3日間)
■ 開催時間 8日(金) 16:00～21:00・9日(土) 10:00～21:00 10日(日) 10:00～18:00	■ ターゲット 愛知県民および全国・全世界の人々 ※新しい客層キッズに向けての食育やPR
■ 会場 久屋大通公園 エンゼル広場(あいち県ゾーン) 住所:愛知県名古屋市中区栄3丁目	■ お申し込み期限 2018年1月末日 出店申込締切 本資料をよくお読みいただき、申込書を上記期日までに、FAXまたはHPよりお申し込みください。申込書受領後は郵送にてご連絡いたします。 メールフォーム HPの出店申込フォームよりお申し込みください。 (手羽先サミット) 検索 FAX (052)899-6279(事務局宛) ※実行委員会で審査後、2月末に結果をご連絡いたします。
■ 入場料 無料	
■ 主旨 「なごやめし」だけじゃない、あいち県の誇る各地の名物や特産品を愛知県民および全国にプロモーション!食と文化の構築で地域活性化と観光誘致の増員を図ります。	
■ イベント内容 愛知県の市町村から代表して、各地の名物・名産をアピールするブースを出店し、地元を盛り上げます。	

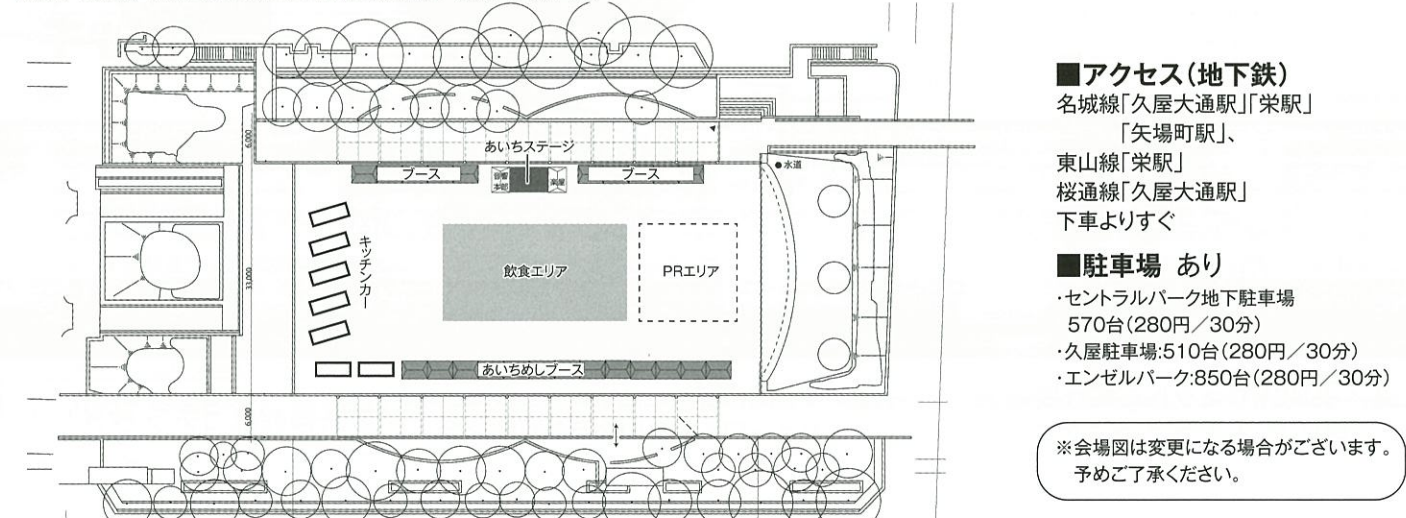
あいちめし®とは【あいちめし®の定義】

「あいちめし®」は「なごやめし」とはまた違った愛知県の魅力を紹介するイベントです。あいち県の各市町村の食・産業・文化・歴史・イベントなど、まだ多くの愛知県民及び全国の方々に知られていない魅力の数々を深く広く発信。それぞれの持つ高い観光ポテンシャルをアピールし、最大限に活かす観光振興に取り組みます。その中で、名古屋を各地へのハブ(中継地点)と捉え、県民自らが改めて地元の魅力を理解・アピールし、あいち県の持つ観光資源を県内及び全国に発信し、ひいては全世界から観光客の獲得を狙います。また、手羽先サミット®や各企業・団体、個人と連携し、通常の物産展とは違う新しいお祭りを目指します。

会場予定図

★久屋大通公園 エンゼル広場(あいち県ゾーン)

名古屋の繁華街・栄地区に位置する、北は外堀通、南は若宮大通へと約2kmにわたる都市公園で、名古屋市のシンボルロード100m道路・久屋大通の中央部である。年間を通じてここで催し物が数多く開かれている。



■アクセス(地下鉄)

名城線「久屋大通駅」「栄駅」
「矢場町駅」、
東山線「栄駅」
桜通線「久屋大通駅」
下車よりすぐ

■駐車場 あり

・セントラルパーク地下駐車場
570台(280円/30分)
・久屋駐車場:510台(280円/30分)
・エンゼルパーク:850台(280円/30分)

※会場図は変更になる場合がございます。
予めご了承ください。

出店概要

販売ブース【サイズ】間口 3,600mm × 奥行 2,700mm

販 売 商 品 愛知県をアピールできる商品 ※調理はできません。

★物販にて食品を取り扱う場合の注意点
※アルコールは、地酒のみ可。(ビールは不可)(ソフトドリンク可・指定銘柄のみ)
※お持ち帰り品は、口頭での消費期限の告知と包装に消費期限を記載して下さい。
※容器、はし、おしぼり等は各出店者様にてご用意して下さい。
※上記記載の中で、取り扱い可能かどうかご不明な点は事務局までお問い合わせして下さい。
※テント内でのPRに限ります。他エリアでの販売やサンプリングをご希望の方は別途オプションがございますのでご相談ください。

販 売 方 法 現金のみ(お釣りが不足しないようにご準備して下さい)

出 店 資 格 出店ができる自治体・団体

出 店 方 法 テント

出 店 料 1店舗 50,000円+消費税(3日間/前払い)

【出店料に含まれるもの】
テントの場合:看板・テーブル(1800mm×600mm/1台)・照明・イス×2脚
ホームページ及び店舗情報掲載・チラシ・パンフレット掲載など。
【キャンセル料について】出版物の関係上、キャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。
4月1日～4月20日:出店料の50%、5月1日以降:出店料の100%

販売手数料 なし

搬 入 出 日 搬入:6月8日(金)AM～ / 搬出:6月10日(日)23時まで

その他の費用 オプションご利用代金(別途申し込み)

免 責 事 項 主催者は、天災地変その他不可抗力の原因により開催が不適当と判断した場合は、会期の変更もしくは中止をすることがあります。これによって生ずる出店者のその他の損害については責任を負わないものとします。

- ★同地域内であれば複数の団体にての出店も可能です。
- ★屋号サインは、事務局側でご用意いたします。ロゴの表記はできませんので、ご了承ください。
- ★屋号サインが隠れたりしない範囲で、飾り付けは自由とします。
- ★のぼりおよびディスプレイは各出店者様にてスタンド含めご用意ください。設置位置は、隣の店舗にかからない位置に設置してください。
- ★その他、店舗独自の販促物も各出店者様にてご用意ください。
- ★左右・後ろにスペースがある場合でも、正面以外の掲示物はご遠慮ください。

出店規約及び遵守事項

出店者は主催者が定める以下の出店規約及び遵守事項に同意するものとし、これに違反があった場合、出店契約の解除により強制撤去及び損害賠償の請求の対象となる場合がございます。

その場合、出店料及びオプション費などの費用は一切返却致しません。

1. 提出する書類等に虚偽記載があった場合。
2. 出店概要に記載された条件・注意事項が守られていないと判断した場合。
3. イベントを妨げるような行為があり、主催者からの改善要請に従わなかった場合。
4. 監督不行き届きにより、イベントを妨げるような事故が発生した場合。
5. 方法を問わず、本イベントや主催者、他の参加者に対する誹謗中傷があった場合。
6. 所轄保健所、消防署、税務署の指導を遵守しなかった場合。
7. 違法行為、不正行為があった場合。
8. ブースの全部又は一部を有償無償にかかわらず第三者に譲渡、貸与や出店者同士での相互交換をする行為。
9. 販促物を他店舗の前に掲出することや自店舗前以外で試食や販促行為をした場合。(近隣の店舗へ迷惑がかかるような太鼓、打楽器等の使用は禁止。)
10. 脚立や石塔の上に上っての販促やその他の危険行為をした場合。
11. 会場周辺での路上駐車など、近隣への迷惑行為をした場合。
12. その他主催者が適切でないと思われる行為があった場合。
13. 反社会的勢力との関係者または第三者を利用して業務及び取引行為を行なっている方は、一切出店契約ができません。